

事例を
もとに

上田市長が「自治基本条例」を解説



——市民自治の考え方をあらためてお聞かせください。

市長「まちづくり」とは、施設や道路の整備だけではなく、事例のような地域の主体的な取り組みも含めた「公共的な活動全般」を言います。

市が掲げる市民自治とは、「とよひらおそうじ隊」の過程と同様、札幌のまちづくりに関する事柄を、市民が自分たちのこととして考え、決定し、行動することなのです。

——市民が、市が担うまちづくりに関する事柄も決められるのですか？

市長市政においては、市長や市議会議員を選ぶのが、最も基本的な決定といえるでしょう。また、条例や重要な計画の決定に際しては、事前に市民が意見できる機会を設けています。敬老パスの見直しや市電の存廃など政策的な課題も、市民議論を中心に方向性を決めてきました。

こうした市民を主体とするまちづくりの枠組みを定めるのが「自治基本条例」です。

自治基本条例 市民、議会、行政の共通ルールとして、市民参加や情報共有など「まちづくりの基本原則」を定める条例。現在、全国で約40の自治体が制定している。

——どうして条例が必要なんですか？

市長多様な価値観を持つ187万人の市民がまちづくりに参加するには、共通のルールが必要。それを、誰もが知り得る条例という形で明らかに、また確かなものにするのです。

——制定はいつごろに？

市長市民会議からは、年内に最終提言をいただき、それを基に市が条例案を作成します。市民意見の募集、市議会での審議を経て、18年中には制定したいと考えています。

——最後にメッセージを。

市長「市民による、市民のためのまちづくり」を進めていくにはどうしたらいいのか、今一度、皆さんも一緒に考えてください。特集を読んだ感想や意見をお待ちしております。

ご意見はこちらへ

【送付先】

市民まちづくり局区政課市民自治担当
〒060-8611 中央区北1西2市役所内
FAX 218-5156
Eメール kusei@city.sapporo.jp
※住所・氏名・年齢・電話番号を記入してください。

行政

豊平区役所

基本的な住民サービスの窓口となる区役所では、業務の枠を超えて、職員の地域活動への参加を事業化しました。



豊平清掃事務所



平岸

今回は、美園・平岸・南平岸の“まちセン”が地域との橋渡し役を担いました。



美園

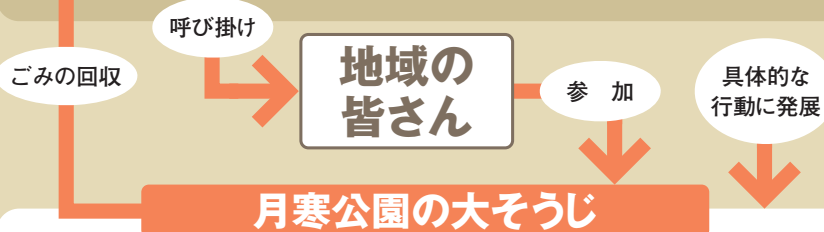


南平岸

まちづくりセンター

地域のまちづくり活動の拠点として、市内に87カ所設置。地域の主体的な取り組みやネットワークづくりを支援しています。

地域への情報提供を依頼



当日は生徒、地域の皆さん、区役所職員、計**250人**が参加。公園内のチェックポイントを回り、クイズ形式で環境問題についても学びました。



成果

街が
きれいに!

地域の
交流が
進む!

地域の
信頼関係が
高まる!

大切になるのでは。
——連絡所をまちづくりセンターに改編したこの二年間で、全市で百三十一の新たな活動がスタートしています。塚野今回、僕らがまちセンを回り、地域への情報提供をお願いしました！前田まちセンが地域の皆さんを結ぶ「接点」となったんですね。鍋島地域と行政のコミュニケーションが活発になればなるほど、より大きな力を引き出すことができるはず。上田市長も「タウントーク」などを通じて、皆さんとの対話を積極的に進めています。鍋島区役所の方と話し合いを重ねて、生徒たちも地域に目が向くようになってきたという確かな手応えがあります。前田今後、市民自治を広げていくには、区役所はもちろん、市役所全体が市民としっかり向き合うことが大切なんです。

→条例の検討内容や制定の動きなどを詳しく知りたい方は、市民自治HP(www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/)をご覧ください。